

パブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントとは

市の政策や制度を定める計画や条例を決める際に、厚木市市民参加条例に基づき、その案について、広く市民の皆様に公表し、寄せられた意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する市の考え方とその検討結果を公表する一連の手続のことであります。

2 パブリックコメントを実施した計画

(1) 地域福祉計画（第5期）（案）【福祉総務課】

(2) 障がい者福祉計画（第6期）（案）【障がい福祉課】

※ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（案）は、1月24日までパブリックコメントを実施していますので、改めて報告いたします。

3 いただいた意見の分類

パブリックコメントで提出された意見については、対象となる案に対する意見の反映状況等を示すために、5つの項目に区分しています。

No	意見の区分	意見の反映区分の考え方
1	条例・計画等に反映させたもの	意見を反映させることで、より案の内容がその目的等に合致するものが当たります。
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	意見と同様の内容が既に案に含まれているものが当たります。
3	今後の取組において参考にするもの	案に反映できる意見ではないが、案及びそれに関連する事業等を実施する際の参考として扱うものが当たります。
4	条例・計画等に反映できないもの	案に反映できる意見ではなく、案及びそれに関連する事業等を実施する際の参考としても扱うことができないものが当たります。
5	その他（感想・質問）	ア 感想 案に対して市の考え方を求める意見ではないものが当たります。 イ 質問 案及びそれに関連する事業に対する質問であり、案に関する市の考え方を求める意見ではないものが当たります。

4 各計画の実施結果

別紙 資料1及び2を御覧ください。